

○総務省訓令第 号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令

電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（審査基準）</p> <p>第20条の2 電気通信番号使用計画の認定は、電気通信番号使用計画について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。ただし、電気通信事業を営もうとする者及び法第165条第1項に規定する営利を目的としない電気通信事業を行おうとする地方公共団体に係る電気通信番号使用計画の認定は、法第9条の登録又は法第16条第1項若しくは第165条第1項の規定による届出が行われた後に行うものとする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 番号規則第6条第1号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p><u>エ 卸電気通信役務の提供を受けて電気通信役務の提供をする電気通信事業者がIMS Iの指定を受けようとする場合には、当該卸電気通信役務の提供を受けるに当たり当該卸電気通信役務の卸元電気通信事業者が使用するIMS Iを使用し、電気通信役務の提供をするに当たり当該IMS Iを使用させる方法によることができない合理的な理由があること。</u></p> <p>[(4)～(6) 略]</p> <p>別紙2</p> <p>[1 略]</p> <p>2 指定単位数</p> <p>1における指定単位数は、次の各号に掲げる電気通信番号の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。</p> | <p>（審査基準）</p> <p>第20条の2 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) [同左]</p> <p>[ア～ウ 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[(4)～(6) 同左]</p> <p>別紙2</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 指定単位数</p> <p>1における指定単位数は、次の各号に掲げる電気通信番号の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>[(1)~(4) 略]</p> <p>(5) IMSI (441N₁N₂N₃から始まるものを除く。) 100億</p> <p>IMSI (441N₁N₂N₃から始まるものに限る。) 10億</p> <p>[3 略]</p> | <p>[(1)~(4) 同左]</p> <p>(5) IMSI 100億</p> <p>[3 同左]</p> |
|--|--|

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。